

只木ゼミ春合宿第1問検察反対尋問レジュメ

文責:1班

- 5 1. 弁護レジュメ 1 頁 32 行目において「他方の毒薬のみが A を死に至らしめた可能性を否定できない」とあるが、両者が致死量の劇薬を支給しているのになぜ他方しか死に至らしめなかった可能性があるのか。
- 10 2. 弁護レジュメ 2 頁 66 行目において『『疑わしきは被告人の利益に』の原則からも条件関係は否定される」とあるが、この原則は犯罪事実が法廷に提出された証拠だけではあったか否か確信できない場合の原則であるところ、本件において両者とも致死量の劇薬を支給し A は死亡しているため犯罪事実の認定として十分ではないか。なぜ十分ではないのか。
3. 致死量の劇薬を支給するという重大な過失があり、その結果 A が死亡しているにも関わらず、弁護側は両者が何ら罪を負わないという明らかに妥当ではない結果を導いている。そのような結果になる条件関係修正否定説を採用する根拠は「疑わしきは被告人の利益に」の原則のみか。
- 15 4. 弁護側は、条件関係修正否定説に立ち、X 及び Y について無罪としているが、207 条が暴行の同時犯の場合に、「因果性の立証を厳密に要請すると、国民の妥当と考える処罰範囲と齟齬が生じる」¹という理由から、同時傷害の特例を規定したことに鑑みると、傷害よりも重い死亡結果について、誰にも帰責することができないのは不当ではないか。

以上

¹ 前田雅英『刑法各論講義 [第6版]』(2015年,東京大学出版)30頁。